

企業乗合型・公道走行実証実験プラットフォーム K-PeP 利用規約

(Keihanna Public road Experimental Platform)

第1条（目的）

本利用規約は、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構 産業・イノベーション推進室 RDMM 支援センター（以下「本センター」という。）が、自動運転等の新たな技術がもたらす、より安全で快適なモビリティ社会の実現に向け自動運転等の新技術実証の支援（以下「本サービス」という。）を行うにあたり、本センターと本サービスを利用する者（以下「K-PeP 利用会員」という。）の間において、互いに遵守すべき事項をあらかじめ定め、安全かつ円滑に本サービスを実施することを目的とする。

第2条（本サービスの概要）

本サービスは、本センターが、K-PeP 利用会員に対して、けいはんな学研都市の精華・西木津地区を中心としたエリアで、企業乗合型「公道走行実証実験プラットフォーム K-PeP（Keihanna Public road Experimental Platform）」を提供するものである。

第3条（利用資格及び利用申請手続）

本サービスの利用を申請することができる者は、けいはんな R & D イノベーションコンソーシアム運用規程に記載される法人会員若しくは個人会員又は本センターが特別に参加を認めた者に限る。

- 2 本サービスの利用を申請する者は、事前に「K-PeP 利用計画書(書式－１)」、「K-PeP 利用及び実験従事者申請書(書式－２)」を RDMM 支援センター長に提出し、本センター長の許諾を得たうえ「利用許諾書(書式－３)」「公表申請書(書式－４)」で、遅滞なく、第 5 条に定める分担金及び実費を納付しなければならない。

- 3 前項に定める手続を完了した者を、K-PeP 利用会員とする。

第4条（提供サービス）

K-PeP 利用会員は、次の支援を受けることができる。

- 一 本センターが作成し、又は発行する K-PeP 利用に関わる資料の提供
- 二 共同設備の提供
- 三 けいはんな学研都市の道路インフラを活用するための手続き支援
- 四 住民サポーター組織「Club けいはんな」からの協力及び支援
- 五 その他第 1 条の目的を達成するために必要な支援

第5条（利用料金）

K-PeP 利用会員は、本サービスの利用開始前又は利用期間中において、分担金（基本経費 15 万円/年）及び実費を、本センターが別途指定する口座に振り込んで納付するものとし、非課税とする。

- 2 本センターは理由の如何を問わず、既に納付された利用料金及び実費は、K-PeP 利用会員へ返還しない。

第6条（設備の新設・改修等及び実費の取扱い）

各 K-PeP 利用会員は、本サービスの利用期間中、本センターの許諾を得ることで、個別の実証実験等を行うにあたり、それぞれの費用負担により、新たな設備等の設置、既存の設備等の改造若しくは改修又は一時撤去等の変更を加えることができる。

- 2 前項の場合において、新たな設備等を設置した場合の所有権は、原則として当該設備等を設置した各 K-PeP 利用会員に帰属する。また、各会員が前項に基づき、新たな設備等の設置又は既存の設備等に変更を加えた場合には、当該実証実験期間終了までに、変更前の状態に回復しなければならない。

第7条（K-PeP 利用会員の責務）

K-PeP 利用会員は、本サービスを利用するにあたり、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- 一 本利用規約並びに本センターの定める他の規則及び基準に従い、安全に本サービスを利用すること
 - 二 個別の実証実験等の実施の際に周辺住民の日常生活への影響を最小限にとどめること
 - 三 K-PeP 利用会員間において協力して本サービスを利用し、会員間でのトラブル防止に努めること
 - 四 本サービスの利用にあたり道路交通法その他の法令及び行政機関のガイドラインを遵守すること
- 2 本センターは、本サービスが K-PeP 利用会員の特定の目的に適合すること、期待する機能、成果、有用性を有すること、本サービスの利用が K-PeP 利用会員に適用のある法令又はガイドライン若しくは業界団体の内部規則等に適合することについて、何ら保証しない。

第8条（利用資格の停止及び終了）

本センター長は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に通告することなく K-PeP 利用会員の利用資格を停止し、又は本サービスの利用を終了させることができる。

- 一 本センターの事業を妨げようとしたとき
- 二 利用開始後又は本センターからの支払請求後 3 ヶ月以上、分担金又は実費の納入を怠ったとき
- 三 故意又は重大な過失により、本センターの信用を失わせる行為が認められたとき

四 公序良俗に反する行為を行ったとき

五 本サービスの利用に際して安全上の重大な事件・事故が発生し、本サービスの安全な運営に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとき

六 その他 K-PeP 利用会員として不適切であると認められるとき

第9条（知的財産権の帰属）

K-PeP 利用会員が、本サービスの利用の過程ないし結果により新たに生じた知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、商標権その他の知的財産権（これら権利を取得し、又はこれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。）をいう。）はすべて当該サービスを利用する各利用者に帰属するものとする。

第10条（成果の公表）

前条の定めにかかわらず、本センターは、K-PeP 利用会員の同意を得た上で、次条に定める「秘密情報」を除く、本サービスの利用の過程又は本サービス利用の結果生じた、成果物、情報及び評価結果等を、本センターの事業計画の策定及び事業報告の開示等のために必要な範囲において第三者に公開又は公表することができる。

- 2 K-PeP 利用会員は、未出願又は未公開の知的財産権、論文又はノウハウが存在する場合等の特段の理由を有する場合を除いて、本センターの行う成果の公開及び公表に同意する。
- 3 本条に基づく公開又は公表に関して、K-PeP 利用会員は本センターに対して、著作者人格権を行使しない。
- 4 K-PeP 利用会員が自らの実証実験結果等を自らの名で公表することを希望する場合は、その公表先、公表理由、公表時期及び公表内容を記載した文書（利用許諾書 & 公表申請書(書式－3)）を本センターに提出し、本センター長がこれを認めたときは、K-PeP 利用会員はその認められた範囲内において公表することができるものとする。

第11条（秘密保持）

本利用規約における「秘密情報」とは、媒体の形式を問わず、秘密情報である旨が明示された、相手側に開示する一切の情報及びその複製物をいう。

- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は「秘密情報」に含まれないものとする。
 - 一 相手方より開示を受けた時点で、すでに保有していた情報
 - 二 正当な手段により、相手方以外の第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
 - 三 公知の情報又は当該情報の受領者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - 四 秘密情報によらず、当該情報の受領者が独自に開発した情報

- 3 本センター及び各利用者は、「秘密情報」について本サービスの実施以外の目的ではこれを利用せず、善良なる管理者の注意をもって管理・維持するものとし、また前条に定める場合を除き、相手方の書面による承諾なくして第三者に開示しないものとする。
- 4 本センター及び各利用者は、前項の定めにかかわらず、裁判所又は行政機関による法令に基づく開示要請があった場合、「秘密情報」を開示することができる。この場合において開示要請を受けた者は、7 日以内に相手方に対してその旨を通知するものとする。
- 5 本センター及び各利用者は、本サービスの利用期間終了後 3 年間は本条に定める義務を負う。

第12条（K-PeP 利用会員に対する調査）

本センターは、周辺住民又は K-PeP 利用会員から他の K-PeP 利用会員に対して苦情があった場合、その内容を審査するため各 K-PeP 利用会員に対する調査を行うものとし、調査対象となった K-PeP 利用会員は本センターの調査に協力するものとする。

第13条（地位の譲渡等の禁止）

K-PeP 利用会員は、本センターの書面による承諾なく、本サービス上の地位、又は本センターに対する本サービス利用によって生じたいかなる権利又は義務も、第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

- 2 K-PeP 利用会員は、本センターの書面による同意なく、本サービスの利用の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

第14条（サービス提供の停止）

本センターは、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に通知することなく本サービスの提供を停止し、又は中断することができる。

- 一 本サービスにかかる機器設備等の点検又は保守作業を行う場合
- 二 コンピューター・通信回線等が事故により停止した場合
- 三 地震・落雷・火災・風水害等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
- 四 その他不測の事態により、本サービスの運営ができなくなった場合

- 2 本センターは、本条に基づき本センターが行った処理により生じた K-PeP 利用会員における損害について一切の責任を負わないものとする。

第15条（利用終了）

本センターが、自己の都合により、本サービスの提供を終了する場合、その 3 か月前に、各会員に対してその旨通知するものとする。この場合において、当年において支払い済みの分担金及び実費は、返却しないものとし、本センターは、その他の本サービスの終了に関して K-PeP 利用会員に生じたいかなる損害についても、賠償の責めを負わないものとする。

- 2 利用会員が、本サービスの利用を終了しようとするときは、終了を予定する日の 30 日前までに本センター長あてに「利用終了届（書式—5）」を提出し、その受理を以って本サービスを終了できるものとする。

第16条（損害賠償）

本サービスの利用中の事件、事故及び他の K-PeP 利用会員又は第三者との間において生じた取引・連絡・紛争等については、本センターは一切の責任を負わないものとする。

- 2 K-PeP 利用会員が、本サービスにおけるインターネットサービスを利用して、第三者に損害を与えた場合、K-PeP 利用会員は自らの責任と費用をもって解決することとする。
- 3 K-PeP 利用会員が、本利用規約に違反し、又は K-PeP 利用会員の責めに帰すべき事由によって本センターに損害を与えた場合は、当該 K-PeP 利用会員は、生じた損害のすべて（弁護士費用を含む。）について賠償の責めを負うものとする。

第17条（本利用規約の変更）

本センターは、必要に応じて本利用規約を変更できるものとする。

- 2 本センターは、本利用規約を変更した場合には K-PeP 利用会員に当該内容を知照するものとし、当該変更内容の通知後、K-PeP 利用会員が本サービスを利用した場合又は本センターの定める期間内に利用終了の手続きを取らなかった場合には、K-PeP 利用会員は本利用規約の変更同意したものとみなす。

第18条（準拠法及び管轄裁判所）

本利用規約及び本サービスに関する準拠法は日本法とする。

- 2 本サービスに起因し、又は関連する一切の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

制定 2018 年 3 月 26 日

改正記録は以下記載

添付書式番号の対応を改正

改定 2018 年 8 月 10 日

第 14 条 1 項四 追加

改定 2018 年 8 月 10 日

第 18 条 2 項 管轄裁判所を改正

改定 2018 年 8 月 10 日

K-PEP の名称 K-PeP に変更

改定 2021 年 3 月 28 日

イノベーション推進室追加

改定 2021 年 3 月 28 日

産業・イノベーション推進室追加

改定 2024 年 3 月 31 日

非課税を明記

改定 2024 年 4 月 26 日

分担金変更

改定 2025 年 4 月 1 日